



第4章

計画の内容



第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

1 市民へのDV防止啓発の推進

【今後の方向性】

DVに関する市民の理解は意識調査の結果から確実に高まってきており、相談につながるケースが増えてはいるものの、依然としてDVを防止するには至っていません。また、配偶者間だけではなく、SNSなどで安易につながりを持った男女間で起きる交際相手からの暴力も問題になってきています。

配偶者や交際相手からの暴力をはじめとするあらゆる暴力の防止のためには、配偶者等からの暴力について正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を実施し、配偶者等からの暴力防止に向けた意識の高揚を図ります。

本市では、男女共同参画広報紙「みいな」を利用して、DVについての知識や防止のための啓発を行っているほか、年間を通して市ホームページで周知を図っていきます。特に、若年層への意識啓発を行うため、高校生等を対象にデートDVの寸劇とグループワークによる出張セミナーなど周知啓発を行っています。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①広報紙等による広報・啓発	①男女共同参画広報紙「みいな」や市ホームページなどで、分かりやすい表現に配慮し、より多くの方がDVについての情報を得られるよう工夫に努めます	「みいな」市広報誌に1ページ掲載年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月) Web版「みいな」への掲載 年3回	「みいな」市広報誌に1ページ掲載年6回 Web版「みいな」の掲載 年3回	市民協働推進課 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) 【関係課】 ・社会福祉課
②中高生を対象としたDVの知識と防止のための啓発	②若年層からの意識啓発を行うため、学生を対象にDVについての正しい知識の周知に努めます。	デートDV防止パンフレット配布(1,826冊)高校生出前講座として、デートDVの動画視聴と意	デートDVパンフレット配布(2,000冊)高校生出前講座による、デートDVの啓発(県立高校3	市民協働推進課

		識調査（362人） を実施（県立高校 2校）	校、500人）	
--	--	------------------------------	---------	--

2 学校における人権教育や男女共同参画教育の推進

【今後の方向性】

男女間のあらゆる暴力を根絶するためには、子どもの頃から人権教育や男女共同参画意識教育を通して命の大切さや男女が互いに相手の人権を尊重する意識を一人一人に根付かせることが重要です。

学校教育の中で様々な人権問題や性に関する指導を行い、特に中学生に対しては、思春期教育の一環として社会科、保健体育等の授業でデートDV予防授業を行っていきます。

子どもの頃からの教育の重要性を踏まえ、学校教育活動全体を通して子どもたちの人権教育、男女共同参画意識教育の中で、SNSなどの使い方の注意喚起などを含め、子どもの発達の段階に応じたDV防止につながる教育を進め、DVに対する意識を高めていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3（2021） 年度実績	令和9（2027） 年度目標	担当部署
①学校における人権教育の充実	<p>③基本的人権の尊重を重要な位置付けとして、各小中学校で実施している人権教育や人権擁護委員による人権啓発を推進します。</p> <p>ア)人権の花運動【対象：小学校】花を児童が協力して育てることを通じて、人権尊重思想を育みます。</p> <p>イ)人権教室・人権講話【対象：小中学校】人権教室、講話において、人権尊重の大切さを学びます。</p>	<p>ア)実施 市内小学校4校</p> <p>イ)人権教室・人権講話の実施 市内中学校2校</p>	継続して実施	市民協働推進課

	④児童・生徒、保護者、教員に対し、人権教育支援訪問を活用した人権教育ワークショップ等を行います。	人権教育ワークショップ等を実施した学校数 12校	人権教育ワークショップ等を実施した学校数 30校	学校教育課
②学校における男女共同参画教育・学習の充実	⑤ ア)学校での性に関する指導の中で、男女平等の理念やDV防止につながる内容を学習します。 イ)男女平等の理念やDV防止等に関する指導について研究を推進します	保健体育・道徳・学級活動・社会科等において性に関する指導や人権教育を実施	継続して実施	学校教育課
③DV防止のための保護者(大人)教育	⑥DV防止につながる内容をテーマとした生涯学習出前講座を実施します。	各課に対し「生涯学習課出前講座案内に登録できるよう働きかけを行った。	各課に対し「生涯学習出前講座案内に登録できるよう働きかけを行う	生涯学習課
④思春期教育(デートDVの危険性や予防)の学習及び指導内容の研究	⑦ ア)中学校の思春期教育として、デートDVの危険性や予防について学習します。 イ)デートDVの危険性・予防方法について指導内容の研究を推進します。	保健体育・道徳・学級活動・社会科等において性に関する指導や人権教育を実施。	継続して実施	学校教育課 【関係課】 ・健康増進課

3 職務関係者等への研修の実施

【今後の方向性】

DV防止と被害者支援には、市、公共機関等のDV被害者に関わる職務関係者の資質の向上が重要です。

特に、DV被害者の家庭の子どもたちは、児童虐待のリスクが高くなるため、直接関わることになる学校や保育所等の職員が、問題の早期発見・早期対応に努める必要があります。そのため、関係機関・職員のDVに関する知識を向上させ、DVのある家庭の子どもへの対応力の向上に努めます。

また、医療現場でのDVに対する認識を確認し、DVに関する理解とDV被害者への関わり方について連携を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①市職員、教職員及び医療関係者を対象とした研修	8 ア)市職員、学校関係者や保育所等の職員及び医療関係者に対して、DVの実態や知識、DV被害者家庭との関わり方の研修を実施します。	研修会の実施1回(DV基本計画庁内推進員、学校関係者、保育所等職員)	年1回研修会の実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

4 再発防止に向けての調査・研究

【今後の方向性】

DV防止法の制定以来、DVに対する取組が、加害者責任の追及よりも、加害者の元を離れることを前提とした被害者の安全確保やその後の自立支援に重点が置かれたものとなっています。

前計画策定時において加害者更生について検討をおこないましたが、実施については実効性が不透明であることから実現は難しい状況でした。

令和3(2021)年3月に公表があった内閣府が実施した加害者プログラムに関する調査研究報告書では、民間団体と協働によるDV加害者の更生プログラムの試行を行い、参加者の意識や行動に一定の変化があったといった報告がされていますが、実施については、リスクアセスメント、多機関連携、法的整備など課題が多く、市が取り組むことは現状として難しいと考えます。

このような状況を踏まえ、国の調査研究や関係団体等の取組に関する情報を収集しながら、本市ができる再発防止策を研究していきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①暴力の未然防止・再発防	9 DVに関する研修会への参加や関係機関等	実施 県主催の婦人保	継続して実施	子育て支援課(子ども・

止のための情報収集	との情報共有などを行い、暴力の未然防止・再発防止のための情報収集に努めます。	護業務研修会 4回参加		子育て総合センター)
②DV防止をはじめ、再発防止のため啓発を実施検討	10市民に対しDV防止に関するセミナーの実施を検討し、DV防止、DVを受けた際の対応について啓発を図ります。…新規	新規のため実績なし	継続して実施	市民協働推進課

基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実

1 DV被害者を早期に発見するための環境づくり

【今後の方向性】

DVは親しい間柄や家庭内で起こるため表面化しにくいことから、外部からの発見が難しく、その行為がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

早期発見するために、保健・医療機関や学校関係者、福祉関係者や地域で活動している人たちなどDVを発見しやすい立場にある関係者に対し、通報窓口や通報方法の周知徹底を努めます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①関係機関との連携・協力による早期発見	11 ア)子ども・子育て総合センターが中心となり、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校、保育所、地域包括支援センター等に対し、DVに関する知識や通報方法についての周知を行うことにより、連携・協力を強化し、被害者の早期発見に努めます。 イ)要保護児童対策地域協議会実務者会議・ケース会議等で情報の共有を図ります。	実施 ア) 地区民生委員定例会等に出席しDVなどの相談窓口などを行った。 イ) 毎月行われる要保護児童対策地域協議会のケース会議等に婦人相談員が出席し情報共有を行った。	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・健康増進課 ・国保年金課 ・保育課 ・学校教育課
①関係機関との連携・協力による早期発見	12 DV被害者又は発見者から連絡を受けた場合、子ども・子育て総合センターをはじめとする相談窓口で連絡・相談し、速やかな対応に努めます。	実施	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・健康増進課 ・国保年金課

				・保育課 ・学校教育課
②相談窓口の周知	13 市民が利用する身近な施設への相談窓口カードの設置を始め、男女共同参画広報紙「みいな」や広報「なすしおばら」での周知に努めます。	実施	継続して実施	市民協働推進課

2 関係機関と連携した相談体制の充実

【今後の方向性】

本市におけるDVに関する相談回数は年々増え続け、相談の内容は複雑で多岐にわたっています。適切なDV被害者支援を行うためには、関係機関との連携が不可欠です。

DV被害者は加害者からの報復や家庭の事情など様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられます。DV被害者の安全確保を最優先としながらも、今後の生活について被害者が主体的に考え、自己決定できるように寄り添いながら支援をしていきます。

婦人相談員等が適切な情報提供を行うとともに、関係課の効果的な連携により円滑な支援が行える体制を整備することが重要です。DV被害者が気軽に相談でき、状況により避難の手助けや、自立のための支援など、適切な情報提供、関係機関との連携などを総合的に進めていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①相談窓口の機能充実	14 子ども・子育て総合センター内に設置している婦人相談員を中心にDVの専門的な相談の総合窓口として対応できるよう、相談員の充実や関係機関との連携強化などを行い、機能充実に努めます。	DV相談件数 51人	DV相談件数 80人	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
②複合的な	15 DV問題に限らず家	重層的支援会議	重層的支援会議	社会福祉課

課題への対応	庭等における、多様化・複雑化する課題について、庁内関係機関にとらわれず、横断的・包括的な支援体制を構築し、様々な相談を受け止め、関係機関と連携し相談支援を行う。… 新規	でのケース検討 …未実施	でのケース検討 実施	
③ 関係機関（市の機関）との連携	16 DV被害者本人から関係機関（市の機関）の相談窓口相談があった場合に確実にDV相談窓口（子ども・子育て総合センター）につながるよう連携強化を図ります。	実施 庁内DV対応マニュアルを作成し内容の更新を行い関係課と共有を行った。	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
④ 相談員の育成	17 専門的知識を得られるよう婦人保護業務に関する研修会への積極的な参加に努めます。 また、その専門性にも鑑み適切な処遇となるよう努めます。… 充 実	実施 県主催の婦人保護業務の研修のほか関連する研修を受講した。	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）

3 障害者・高齢者・外国人への対応の充実

【今後の方向性】

DV被害者には、高齢者、障害者、外国人も含まれ、コミュニケーションを上手にとれないなど困難を抱えている場合もあり、問題が顕在化しにくい状況にあります。

それぞれが持つ特性のために相談窓口にとどり着くことがより困難な状態にあることを踏まえ、本人や家族を含む地域住民に対するDV問題の啓発などを通じ、日ごろから関係機関・団体との綿密な連携を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3（2021） 年度実績	令和9（2027） 年度目標	担当部署
① 高齢者に対	18 介護保険等のパンフ	実施	継続して実施	高齢福祉課

するDV防止の啓発	レット作成時に、高齢者虐待防止の観点から啓発を行います。	パンフレットを作成し関係機関へ配布		
②障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	19 地域包括支援センターが相談窓口となり、「権利擁護」の一方法である成年後見制度についての周知を図り支援を行います。	実施 パンフレットを作成し関係機関へ配布	継続して実施	高齢福祉課
②障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	20 地域自立支援協議会※を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、障害者虐待防止の観点からの取組について周知します。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定されている組織。地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うために設置されている。	実施 地域自立支援協議会において障害者虐待防止の観点から取り組みの周知を行った。	継続して実施	社会福祉課
②障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	21 外国人生活相談窓口を開設します。	実施 相談件数 241 件 ※DVに関する相談はなし	継続して実施	市民協働推進課
③外国人相談窓口の周知強化	22 外国人転入者には、外国人生活相談窓口の案内チラシの配布を行います。	実施 外国人生活ガイドブックを転入時に配布	継続して実施	市民協働推進課

4 DV被害者を孤立させないための情報提供の推進

【今後の方向性】

DV被害者が避難後、安心して地域生活を送ることができるようにするため、支援者たちと適度な距離を保ちつつ、孤立せずに必要なケアを受けながら自立へ向けた準備を進めていくことができる環境の整備を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①DV被害者への定期的な連絡	23 婦人相談員による経過確認を行うとともに必要な情報の提供に努めます。	実施 相談者の意向に沿って経過確認を行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)
②DV被害者に対する支援のコーディネート	24 DV被害者の周辺状況を的確に把握し、支援者がいない場合は適切な関係機関につなぎ、被害者の孤立を防げるよう努めます。	実施 被害者の生活状況を十分に把握し必要な場合は関係機関への連携を行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

5 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

【今後の方向性】

DVに関する相談や支援等を行う上で、DV被害者の安全確保と二次被害防止に留意して対応するよう職員への周知に努めていますが、それでも適切な対応がなされない場合もあり得ます。

DV被害者から市の対応への苦情等があった場合には、関係各課で適切に対応できるよう、苦情を分析し見直しを行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①苦情の対応	25 被害者からの苦情があった場合は、相談窓口を設置している子ども・子育て総合センターを中心に関係者会議を実施します。	実施 苦情は寄せられてなかったが、対応できるよう常時情報共有を図っている。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実

1 DV被害者の安全対策の強化

【今後の方向性】

通報により発見されたDV被害者や一時保護を求める被害者に対しては、一時保護所や警察、市の関係機関、民間支援団体が連携しながら迅速に被害者の身の安全を確保することが不可欠です。

年々複雑・多様化するケースに対しても迅速に対応できるよう支援体制の強化を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
① 関係機関 (避難場所) との連携	26 関係機関(とちぎ男女共同参画センターや母子生活支援施設等)との連携を深め、被害者に対して協力して安全対策を図れるよう体制強化に努めます。	実施 関係機関とは積極的に連携を図り、安全対策を行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)
② DV被害者の受入体制の整備	27 DV被害者が他市町村へ避難する際は、自立して生活できるよう避難先自治体へ必要に応じ情報提供を行うなどして受入体制を整備します。	実施 必要に応じて、避難先の自治体の相談員へ情報提供などの連携を行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)
③ 一時避難場所の確保・支援の強化	28 多様化・複雑化するDV被害者の支援に対応するため、DV被害者等緊急一時避難支援事業を実施します。	実施 被害者の適切な避難が実施されたため利用者は居なかった。	実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

2 DV被害者の支援者等の安全対策の徹底

【今後の方向性】

DV被害者だけでなく、DV被害者の支援者も、加害者からの被害者追及の対象にされる場合があります。支援者の安全確保を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
--------	------	-------------------	-------------------	------

<p>①安全確保のための情報提供</p>	<p>29 DV被害者本人へ相談内容や相談先を外部に漏らすことのないよう注意喚起し、必要に応じて警察にも協力依頼を行います。</p>	<p>実施</p>	<p>継続して実施</p>	<p>子育て支援課(子ども・子育て総合センター)</p>
----------------------	--	-----------	---------------	------------------------------

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

1 DV被害者の保護のための支援

【今後の方向性】

那須塩原市では、DV被害者の一時保護の機能を有していない為、県の保護所や民間のシェルター等に依頼し、一時保護を行っています。

DV被害者が安心できる一時避難施設の確保に向け、県や民間シェルターとの連携を行っています。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①民間シェルター運営の支援	30 DV被害者の保護において、民間シェルターとの連携により体制の強化が図れるため、運営団体に対し、那須塩原市女性保護団体運営費補助金の交付を行います。	実施 1団体交付	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)
②一時避難所との情報共有	31 DV被害者の自立に向けて一時保護所に入所後も連携を図り、情報の共有を図ります。	実施 入所者があった場合漏れなく情報共有を行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

2 司法的解決に向けた支援

【今後の方向性】

DV被害者が加害者から離れて新しい生活を始める場合には、様々な手続きの場面で司法的な解決が必要になることもあります。

離婚の手續に当たって調停や裁判などを行う場合は、弁護士等の支援と共に、DV被害者が安心して司法解決に臨めるよう婦人相談員等が被害者の支援を行います。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①無料法律相談の斡旋	32 必要に応じ、市で行っている無料法律相談、とちぎ男女共同参画センター内で実施している無料法律相談、法テラ	実施 被害者の状況を適切に把握し、必要に応じて案内を行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

	ス、栃木県弁護士会などへの案内を行います			
--	----------------------	--	--	--

3 心の回復に向けた支援

【今後の方向性】

DV被害者は様々な暴力を繰り返し受ける中で、心身の不調を抱えることも多く、例えば加害者から逃れられたとしても、加害者が迫ってくるのではないかと恐怖心、将来への不安など、様々な悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥り、時には日常生活が困難になる場合もあります。

こうしたことから、大きな精神的ダメージを受けたDV被害者が心身の健康を取り戻し、地域で生活していくためには、専門的な知識をもつ精神科医への相談やカウンセラーを案内するなど、包括的な支援を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
① カウンセリングの実施	33 日本カウンセリング学会認定カウンセラーによる「こころの相談」を毎月2回実施します	実施	継続して実施	社会福祉課

4 子どもに対する支援

【今後の方向性】

DVは家庭内で起こることが多く、その環境で暮らす子どもの多くは、深刻な影響を受けています。子どもが両親の暴力を目の当たりにすることは、児童虐待に当たると法律で定められており、子どもの心理に大きな影響を与えることとなります。

子どもの心のケアが非常に重要であることから、児童相談所や学校・保育所等と連携を図っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
① 関係機関（学校・保育所・教育機関等）との連携の強化	34 親のDVを見せることは児童虐待でもあるため、子どもの様子を注意深く見守りながら、関係機関との連携を図ります。	実施 被害者に子どもがいる場合は、同センター内の家庭相談員と情報共有を行った。	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）

5 個人情報の保護

【今後の方向性】

DVの相談は、広い範囲の人間関係に関わる内容を含んでおり、プライバシーに深く立ち入ることになることから、慎重に管理しなければなりません。

また、住民基本台帳の閲覧制限をしているDV被害者については、安全確保の面からその個人情報について細心の注意を払い、管理を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①個人情報の取扱い	35 緊急の場合、安全確保のため必要な情報は関係機関へ提供しますが、本人に了解を得るなどするほか、情報の秘密を保持します。	実施 個人情報の取扱いについて内規を定め、被害者本人に理解を得て、情報共有を行った。	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
②住民基本台帳の閲覧制限の支援措置	36 ア)DV被害者の住民票・戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳の閲覧用の名簿から除外をします。 イ)住民基本台帳端末で支援対象者である旨のメモの表示が出るように設定します。 ウ)関係市町村に通知をします。 エ)第三者から請求があった住民票、戸籍の附票交付については、取扱注意のメモを添付して交付します。 オ)本人通知制度により第三者の請求時に支援対象者及び警察に情報提供を行います。	実施 ア)被害者の求めに応じ適切に実施した。 イ)システムの設定を行い、注意喚起を行った。 ウ)対象者が転入出する場合は、関係自治体と連絡を行った。 エ)取組のとおり実施 オ)取組のとおり実施 その他、措置期限到来者については連絡を行い、意思確認を行っている。	継続して実施	市民課

	す。			
③ 関係機関 (学校・保育所・教育機関等)への配慮すべき事項の周知	37 加害者が子どもの就学先を訪ねることや問い合わせがあることから、特段の配慮が必要なため、関係者に対応方法や配慮すべき事項の周知を行います。	実施 関係機関へ情報提供など行った。	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

6 住居確保のための支援

【今後の方向性】

住居の確保はDV被害者の生活再建の上からも重要です。前計画策定後には住宅セーフティネット制度が整備され、住居の確保の選択肢は増えておりますが、保証人や経済的な問題で、住居を確保することが困難な場合があり、十分ではありません。このため、市では引き続き市営住宅の入居に対して配慮し、個別の対応をしていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①市営住宅の目的外使用による入居	38 DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者、一時保護されたDV被害者への市営住宅への入居に配慮し、関係機関と連携を図り適切な対応を行います。	実施 入居0件 相談0件	継続して実施	都市整備課
②母子生活支援施設の活用	39 子どもを同伴するDV被害者については状況に応じ、母子生活支援施設との連携と活用を図ります。	実施 施設委託件数0件	継続して実施	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)

7 経済的自立のための支援

【今後の方向性】

DV被害者は、専業主婦であったり、就業していてもDVから逃れる際に職を失ってしまう場合などがあり、生活面や経済的に弱い立場にあることが多く、さらに

子どもを同伴している被害者は、金銭面や就園・就学についても不安を抱えています。このような被害者が支援を受けられるよう情報提供を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①保育所等の入園や学校の入学の配慮	40 DVに関連する転出入については、面談を行い、具体的な状況を把握するよう努めます。指定校変更や区域外就学等で対応し、転出先が分からないように各市町村教育委員会間で配慮します。	実施 状況を適切に把握しながら、転出入管理をおこなうことができた。	継続して実施	学校教育課
①保育所等の入園や学校の入学の配慮	41 保育所や学校等の入学等に関しては、関係機関と連携し、情報提供を行うなど、申請しやすい環境の提供を行います。	実施	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
②各種福祉制度に関する情報の提供と活用への支援	42 DV被害者の状況に応じて、国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等様々な福祉施策の情報提供を行い、関係課と連携しながら経済的自立の支援を行います。	実施	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・子育て支援課 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・国保年金課
③DV被害者の再就職の支援	43 母子父子自立支援員による自立支援プログラム策定を行い、ハローワークと連携し、就労支援を行います。	実施	継続して実施	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）

※計画の全体的な連携やそれぞれの役割について、概要を図にまとめたものを次ページ（P.40）に掲載していますのでご参考ください。